

第5回小郡市協働のまちづくり会議 要録

日時：平成29年1月30日（月） 13時30分～16時00分

会場：小郡市役所 北別館2階 大会議室

次第：1. 委員長あいさつ

2. 経過報告

3. 議題

(1) 小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について

①修正案について

②今後の予定について

4. その他

【開会】	
1. 委員長あいさつ	
2. 経過報告	
事務局	経過報告 (事務局より説明)
委員	行政委嘱事務制度及び区長給の見直しに関して、現状市議会が納得したということではないということか。
事務局	議会連絡会は、案件を議論する場ではないため、経過を含めて行政委嘱事務制度の見直しを区長会に承認してもらったことと、協働のまちづくり会議の中で、条例案ができていることを報告したという状況。
委員	11月に区長会に報告したが、そこで決められず、改めて各行政区からの意見聴取をした上で12月19日に承認を得たということか。
事務局	行政委嘱事務制度に関して、区長から承認をいただいたということ。協働のまちづくりのスタートのきっかけの一つとして、区長業務の削減という視点があったため、協働のまちづくり制度と行政委嘱事務を切り離せないところがあった。
委員	条例案にもうたわれえているように、自治会すなわち区長の協力がなければ協働のまちづくりを進められないということがわかった。当初想定されていた区長業務の削減と逆行する形ではあるが、それについておおむね了承したと理解していいか。
事務局	はい。
委員	私自身、明確に行政委嘱事務と協働のまちづくりが割り切れていない。私の区長経験からすると、市から依頼される区長業務は、具

	<p>体的に定まっていない部分も多くあり、新しい業務はとにかく区長に依頼され、膨らんできた経過があるのではないかと思う。そして、区長たちがオーバーフローした部分を担ってもらうにも、まちづくり協議会との線引きが明らかにならなかったことが区長達の理解が進まなかった理由だと思う。</p> <p>一方で、まちづくり協議会の方も線引きがわからず、お互いに割り切れない状況なのではないか。</p>
3. 議題	
(1) 小郡市協働のまちづくり推進条例（仮称）案について	
事務局	①修正案について (事務局より説明)
委員	事務局の方針案としては、新たにまちづくり協議会の認定制度を設けたいと理解していいか。これについてデメリットを記載してあるが、組織が市から補助金を交付されるという立場であれば、この件についてはどの案でも同様だと思う。
委員	現状を考えると、8校区が一斉に認定されていくという流れになるのか。
事務局	既に8校区で組織が動いているので、そうなると考えている。手続きに関しても、特別に複雑にはならないところで考えている。
委員	手続きは毎年必要なのか。
事務局	認定の手続きは一度で済むが、事業計画や予算案、人事関係の変更等については、毎年提出してもらうことになる。
委員	資料の中に、協働のまちづくり協議会への業務依頼や権限の移譲について記載されているが、行政委嘱事務との関係にも影響があるのか。
事務局	条例施行に伴って、即時そういったものが発生するものではないが、将来的なところで、まちづくり協議会からの要望事項などの行為能力を担保していこうというもの。
委員	そうなった場合、地域内で課題が生じた場合、校区まちづくり組織と区長のどちらが対応するのか混乱が生じると思うので、難しいと思うが、お互いの役割が明確になればいいと思う。
委員	将来とはいつのことか。
事務局	<p>業務依頼に関しては、具体的な例をあげると、これまで健康教室などの普及啓発を行政区単位に実施してきたが、思ったように広がっていないという現状がある。それをまちづくり協議会の健康福祉部会と協力して実施しようとしている関係部局がある。そういったことから、対等な協働のパートナーとして各種施策の実施に向けた相談や依頼をしていきたいということ。</p> <p>また、権限の移譲に関しては、条例施行と同時ということではな</p>

	く、中・長期的に検討するものと考えている。
委員	第9条第4号について、「行政と協働のまちづくりを推進する能力を有する」という標記があるが、行政区にも能力があると言えるので、まちづくり協議会と衝突しかねない。認定という行為を行うのであれば、「能力」という言葉ではなく、「推進する役割を担うことができる」「推進する役割を担う組織」などの言葉に置き換える方がいいのではないかと思う。
委員	条例はいつから有効なのか。
事務局	条例は議会に提案し、議決され次第即時施行になる。
委員	先ほど、まちづくり協議会への権限移譲については、中・長期的に考えているということだが、現在既にまちづくり協議会は動き出しており、本来ならば条例施行と同時でなければならないのではないか。
委員	認定するということから、具体的にまちづくり協議会に担ってほしい役割というものがあるはず。その役割を条例の中に挙げられるならば、まちづくり協議会の活動の範囲が明確になり、行政区との役割の衝突や譲り合いが避けられるのではないかと思う。
委員	まちづくり協議会の校区内の位置付けに関しては、挙げられている課題のとおりだが、「認定（登録）」という程度では、地域住民がまちづくり協議会の役割を認識するとは思えない。行政が積極的にPRしなければ、状況は変わらない。
委員	行政委嘱事務制度の見直しについては、本当に関係者と話がついているのか。協働のまちづくり推進連絡会議でも、まちづくり協議会と行政区との権限や棲み分けの問題を議論してきたが、校区によって考え方が違うところがあった。 この条例によって、それらが明確にならないといけない。
事務局	原則、校区を単位とした課題についてはまちづくり協議会が担うものと考えている。しかし、道路拡幅などのハード面の整備に係る地権者の調整等をふまえると、現状はまちづくり協議会が担うのは困難であり、現実的には、校区区長会に依頼せざるを得ない部分がある。
委員	それはわかるが、曖昧にしていると問題が起こる。
委員	区長は個人に委嘱されていることから、区長会は個人の集まりであり、本来ならば権限があることは不自然である。一方、まちづくり協議会は団体の集まりであり、自治会長やPTAの代表などが横並びで役割を分担する組織であるため、代表性がある。そういった整理については、認定することが手始めになるのではないかと思う。
委員	今後、行政委嘱事務制度が廃止され、まちづくり協議会を中心に

	進めていくということならば理解できるが、現状のままであるならば、まちづくり協議会が存在する意義があるのか。
委員	まちづくり協議会が代表制をもつことは大事なことで、私の考え方では、個人の集まりである区長が全体の合意をとるということではできないと思っている。
委員	「認定・登録」という制度を設けることについて、必要かどうかなのか、まちづくり協議会が代表する組織であるという条文に変えないといけないのか、どちらの議論をしているのか。
委員	条例が即時効果を有するものでないならば、いつになるのか。それが中・長期的というからおかしい。
委員	<p>条例ができたからと言って、即時動きがでるわけではない。</p> <p>しかし、条例があることによって、色々な取組に着手することができる。一方で、条例が施行されても、何もしなければそのままになる。後は全体の覚悟の問題で、必要に応じて協議しながら進めていかなければならない。</p> <p>一番問題なのは、条例が施行されても何もしないことなので、このような会議などをとおして進行管理しなければならない。</p> <p>また、他の例を見ても、自分の知っている範囲ではまちづくり協議会に対して権限を与えているところはない。権限の移譲という表現は誤解を招くかもしれない。</p>
委員	権限を持たされると、責任がついてくる。
委員	今、まちづくり協議会に権限を与えられても大変なことになる。例えば、道路の修復に関して、まちづくり協議会をとおしてやりとりをしなければならぬなら、事情のわかる区長と調整する必要があり、手間がかかる。その上責任まで伴うのならば現実的に難しい。行政委嘱事務制度がある限りそういった問題は残っていく。
委員	進めていく中で、向かうべき方向を模索していくのならば、どれくらい期間がかかるのか。住民としては、その間に生まれる混乱を心配している。
委員	行政委嘱事務制度を残すならば区長給が発生し、相応の報酬が支払われている。だから区長は権限があるし、一生懸命務められる。
委員	<p>太宰府市では行政委嘱事務制度を廃止しているが、まちづくり協議会から区長の報酬が支払われるという仕組みになっている。</p> <p>その中で、権限ではなく責務というレベルとなると思うが、それを維持していくことが実情であるが、自治体の覚悟が必要となる。</p>
委員	まちづくり協議会と行政区長の関係性について、区長会と合意したとのことだが、区長はまちづくり協議会の下請けのような関係とし、それに対する報酬を支払うということで納得したということか。

事務局	合意したというよりも、区長会役員に対して、校区の協働のまちづくり協議会の基礎となるのは自治会であるため、自治会長として参画してもらうことを理解していただいた。
委員	市がまちづくり協議会を認定する制度を設けるならば、その過程の中で行政区の理解を得ることも含めて考えないといけない。認定する側の行政の責任として、今後の方向性も含めて明確な説明をしていかないといけない。
委員	認定するという機会に、お互い理解して共有することになれば理想的。
委員	しかし、まちづくり協議会は任意団体で、行政は自主的に作った団体に対しては何も言わないという姿勢であるのに、区長に対してまちづくり協議会に協力しろということについては、そんな立場ではないのではないか。
委員	校区区長会についてはどうなるのか。
事務局	市から校区の代表を選出するように規定されているが、校区区長会の設置を求めているわけではなく、自主的に設置されているもの。
委員	しかし、校区区長会にも研修費が出ているならば、位置付けていない任意の団体とはいえない。 区長会が、まちづくり協議会に自治会長として協力することを了承したということか。
事務局	そのように説明しています。
委員	区長会に認定の話はしているのか。
事務局	していない。
委員	8校区のほとんどの校区で区長達がまちづくり協議会に協力しているが、1つの校区では、区長会が別の組織として位置付けられている。今後、歩み寄ることができそうだと聞いている。本当は、区長会はまちづくり協議会との関わりを理解しているはず。 実際に、3校区のまちづくり協議会の会長は現職の区長が務めている。私からすれば、そういう現状であれば、区長達との調整が必要なことは不思議に感じる。
委員	まちづくり協議会が、区長達と足並みを揃えないといけないというルールに乗ってしまっている。今後、行政委嘱事務を整理していくことが、制度の廃止につながっていく。それによって自治会長としての役割だけになっていけば、まちづくり協議会は力を持つてくと思う。 ただし、まちづくり協議会がうまくいっているところは、補助金等を増やしている現状がある。
委員	既にまちづくり協議会が動き出しているが、条例が施行されて

	新たに認定をとるということか。
委員	後追いということになるが、そういうことになる。組織論になるが、後から効いてくる可能性はある。
委員	現状、区長との調整ができていないところがあるから、将来的という表現になったと思うがどうか。
事務局	条例の施行に合わせて調整ができていれば良かったが、遅れている部分があるのは確か。今回の議論を経て、行政としてまだ多くの整理すべき課題があることを改めて認識したので、まちづくりに関わる団体それぞれが気持ちを一つにして進められるような体制作りをしていきたい。
委員	<p>区長制度について良くわかっていないところがあるが、私は単純に、区長がまちづくり協議会の会長をやれば議論されていることはうまくことが収まるのではないかと思った。</p> <p>まちづくりには、将来地域の中で、お互いが助け合っていく関係を築いていくことが求められていると思うので、校区の区長が一定期間で順番に務めていけば、色々な取組ができていくのではないかと思う。</p>
委員	しかし、反面に行政と区長の関係が近すぎることで、反対に民主的な制度にはつながっていかないというネックがある。
委員	去年初めて子ども会の役員になったが、その中からまちづくり協議会担当の役員を選ばなければならなくなった。保護者の中では、まちづくり協議会が一番大変だという声が聞かれた。そのあたりもどうにかならないかなと思う。
委員	<p>私は区長会代表として出てきているが、議論の中身をその他の区長に伝えることは憚られることがある。</p> <p>しかし、区長会が反対すれば前に進まないところもあるので、ある程度妥協しながらも前に進めていこうという風に来ている。</p> <p>区長会とまちづくり会議、まちづくり推進連絡会議が思いを共有する場をもつべきではないか。</p>
委員	<p>条例を作る中で、認定を行う際に地域が一体感をもって進められるように事務局に案を検討してもらおう。</p> <p>また、これを機会にまちづくり協議会と区長会との役割にも触れて明らかにしていくことが必要かと思う。</p>
事務局	<p>2月1日からこの条例案のパブリックコメントを予定しているので、数点確認したい。</p> <p>「認定・登録」という制度について、そのまま残していいのか。また、第9条第4号について、「推進する役割を担うことができる」「推進する役割を担う組織」などの言葉の置き換えでいいか。</p>

委員	<p>第5章の前の章が抜けている。</p> <p>第10条に団体という表現が突然出てくるが、まちづくり協議かのことか。</p> <p>第9条が（まちづくり協議会の認定）となっているが、第2条で言葉の定義はされているが、先に（まちづくり協議会の役割）をうたってからの方がわかりやすいのではないか。</p> <p>また、認定もしくは申請されなかった場合はどうなるのか。</p>
事務局	<p>まちづくり推進事業支援金交付規則にも規定することになるが、そういった場合は、交付金が受けられない事になる。</p>
委員	<p>まちづくり協議会の認定に関しては、行政から一方的に押し付けられているような感じがするので、「するものとする」ではなく、「することができる」というように、まちづくり協議会自らの能動的な部分を残していいのではないか。</p> <p>（認定の申請）を（登録の申請）とするだけでも印象が変わるのではないか。</p> <p>また、条文の順番も、まちづくり協議会の役割があって、認定というような流れにするべきではないか。</p>
事務局	<p>順番に関しては指摘された部分が伝わるよう改めたいと思う。</p>
委員	<p>「認定」の前に、まちづくり協議会の「認定の申請」が入るとわかりやすい。</p>
事務局	<p>できる限り修正をした上で、パブリックコメントを受けたところでまた次の会議で提案したい。</p>
②今後の予定について	
4. その他	
第6回会議日程決定 平成29年3月1日（水） 13時30分から	
【閉会】	